

第8章 知的障害者の労働安全教育マニュアル（案）の作成

第1節 作成上の留意点

マニュアルに掲載すべき内容については第5章において検討した。そして、各研究経過を踏まえた上でマニュアル（案）を作成した。

マニュアル全体を編集する上で留意した事項としては以下のことが挙げられる。

①各指導事項の編成の仕方について

労働安全教育の指導を実施する場合には大きく分けて2つの実施方法があると思われる。その一つは、各指導項目を一つの流れとしてプログラムの的に組み合わせる方法である。これは例えばはじめに講義形式で不安全行動や整理整頓、正しい服装等について教え、次に実技指導の中で同様の内容を実践的な面から指導するといった方法である。この方法は各指導事項を体系立てて、まとまった形で教育することが出来るということになるだろう。しかし、一方では指導の開始から終了までに長時間を要するということも考えられる。

もう一つの実施方法としては、それぞれの指導項目を一つの完結した単位としてまとめ、それを必要に応じて各指導項目毎に別々に行うという方法が考えられる。

ところで、マニュアルを作成した場合、これを使用する各施設の状況を考えると、次のことが言える。まず、地域センター等の各施設にはそれぞれの施設毎の訓練プログラムが用意されており、労働安全のための指導だけに、あまり長い時間を使うことは適していないと思われる。このようなところから、まとまった形での安全教育の指導を行うよりは、各指導事項をその施設の訓練プログラムに適合するような形で、適宜選択出来るように編成することが現実的であると考えられる。

②絵図を多用し分かり易く解説する

マニュアル中での解説に際しては、分かり易くするために出来るだけ絵図を多く取り入れ解説を加えるようにした。

③絵図等の教材を含めて作成する

指導を行う上で役に立つ絵図等の教材を可能な限り付録として掲載し、必要に応じてこれを利用できるように考慮した。

第2節 マニュアル（案）の構成及び内容

1. マニュアル（案）の構成について

第1節に述べたことをもとに、マニュアル（案）の具体的な項立ては表8-1の通りとした。

表8-1 マニュアル（案）の項立て

第1章 知的障害者の労働安全教育に関する一般的留意事項

第2章 労働安全に関する基礎知識

第3章 職業前訓練における指導事項

1. 作業手順
2. 通行
3. 道具や機械類に関する注意
4. 作業上の事故等に自分で対応しないこと
5. 作業時の服装
6. 作業場の整理整頓
7. 手工具の使い方
8. 荷物の持ち方・運び方
9. 安全標識
10. 指差呼称

第4章 危険予知訓練

付録（危険予知イラスト、その他の資料等）

2. マニュアル（案）の内容の概略

表8-1に示すように、マニュアル（案）は大まかに3つの内容から構成することとした。すなわち、知的障害者に労働安全教育を行う上での留意事項、労働安全一般に関する事項、具体的な指導事項に関すること、である。以下では各内容について概略的に説明する。

(1) 「第1章 知的障害者の安全教育に関する一般的留意事項」

これまでの研究経過の中から、知的障害者に労働安全を教える際に留意する必要があると思われるものの中から、より一般的と考えられる事項について述べることにした。

(2) 「第2章 労働安全に関する基礎知識」

労働安全について訓練を行うためには、労働安全についての一般的な知識をある程度理解しておくことが必要と考えられる。労働安全に関係した基本的な用語や、労働災害の発生原因、労働安全教育の考え方等についての知識を分かり易く解説することとした。

(3) 「第3章 職業前訓練における指導事項」及び「第4章 危険予知訓練」

具体的な、指導事項及びその指導方法等について記述した。ここで取り上げた各指導事項は第5章において検討した内容に即しているが、マニュアルに実際に記載する上での分かり易さ等を考慮し、指導項目の名称等を部分的に変更した。それは、第5章における表5-2の中の、「2. 不安全行動の防止」の中の、通行に関する事、及び機械類の危険性を理解させむやみに触るなどの行動をしないように意識づける、という内容を、表8-1においてはそれぞれ独立の項目として、「通行」「道具や機械類に関する注意」とした。また、表8-1の「10. 指示報告の重要性」は、実際のマニュアルとして記述する上では、その指導の目的である「作業上の事故等に自分で対応しないこと」という名称にすることが適当と考えられ変更した。

なお、巻末の「付録」として、危険予知訓練で使用するイラスト類や指導する上で役立つ各種の資料を収録することとした。記載する上での要点および参考とした資料等は以下の通りである。

①作業手順について

ここでの目的は、作業手順を守ることを意識づけることである。そのために特別な方法があるわけではないが、基本は日常の作業活動の中で教えることと考えられる。また、作業手順表を掲示し、指差呼称する方法等は中央労働災害防止協会（1996b）を参考とした。

②通行

これは、工場内での移動の仕方について意識づけることを目的とした指導事項である。通行に関する指導内容は労働省による不安全行動の分類（西島, 1996）にもあるように、職場で走る、飛び降り、飛び乗りなどをしないことが基本である。また、通路の確保の仕方等については、中央労働災害防止協会（1996a）を参考にした。

③道具や機械類に関する注意

ヒアリング調査の結果で知的障害者については重要と考えられた指導事項の一つである。ここでは、特に機械類に不用意に触らないこと、またそれぞれの教えるべき危険性について示した。記述内容については身体障害者雇用促進協会他（1987b）、中央労働災害防止協会（1992）、千葉県教育庁学校教育部指導課（1991）、リクルート映像（1989）を参考とした。

④作業上の事故等に自分で対応しないこと

ヒアリング調査の結果から、特に知的障害者にとっては重要と考えられた項目の一つである。労働災害等の事例にあった災害に遭わないようにするためには、事故の発生について自分で対応せずに必ず上司に報告すること、指示以外の作業はあまりさせないこと、自発的な作業行動はある程度制限すること等について記述した。

⑤作業時の服装

作業時の服装に乱れがないように習慣づけることを目的とする。指導内容については、本研究の中の調査結果（第6章）、中央労働災害防止協会（1993, 1996a）、森田・谷村（1994）を参考とし、標準的な作業服装に関する注意事項を記載した。

⑥作業場の整理整頓

安全の観点から、整理整頓の大切さを意識づけることが目的である。これは日常の作業の中で、作業中の道具類の置き方や、作業後の片づけ方について指導することが基本であるが、ヒアリング調査の中でも見られた「安全パトロール」を取り入れた。実施方法については労働基準調査会（1990）、中央労働災害防止協会（1989）を参考とした。また、第6章において述べた知的障害者に対する調査結果も参考としている。

⑦工具類の使い方

各種の機械類の組立、木工作业等の様々な製造業的な職場で、共通して使われる工具類で、使用頻度が比較的高いと考えられるものについて記載した。

千葉県教育庁学校教育部指導課（1991）による「高等学校産業教育指導資料 工業〔実習―安全の手引〕」では、機械関係、電気関係、化学関係の各学科に共通な基本的事項として、ナイフ、モンキーレンチ、スパナ、ドライバ、ハンマーについて、その使用上の注意点を述べている。また、中央労働災害防止協会（1998）による「改訂 新入者安全衛生テキスト」も、一般によく使われる工具として、ハンマー、タガネ、スパナ、レンチ、ヤスリ、ドライバー、刃物類、について述べてある。これらの2つの参考資料は、何れも工業的な職場で作業を行う際に一般的に使われることが多い手工具について述べたものと考えられる。

能力開発施設へのヒアリング調査では、木工作业においてノミやかんななどの刃物類が使用されていたが、基本的な労働習慣の習得に関する職業前訓練で同様な刃物を使った工業的な加工作业が行われているとは考えにくく、知的障害者の職業前訓練ではネジ・ボルトを締める作業や型紙をハンマーで打ち抜くなどの要素が一般的ではないかと考えられる。ここでは一般的な手工具としてハンマースパナ、レンチ（モンキーレンチ）、ドライバーについて取り上げることが適当と考えられた。

手工具以外に、動力機械の安全作業についても述べておく必要が考えられた。比較的手軽で職業前訓練の場でも使われる可能性があるものとしては、卓上ドリルあるいは小型のボール盤が考えられる。千葉県教育庁学校教育部指導課（1991）でも、高等学校の産業教育において、ボール盤や電気ドリルによる穴あけ加工は頻繁に行われる作業であることから、その注意点を解説している。

⑧荷物の持ち方・運び方

荷物の持ち運びの仕方に関する基本動作を覚えることを目的とする。正しい荷物の抱え方や運搬方法等については中央労働災害防止協会（1992b, 1998a）、身体障害者雇用促進協会他（1985, 1987a）を参考とし、また本研究において実施した実践指導の結果等（第5章）を参考としている。

⑨安全標識

安全標識の形や色等について理解させることを目的としている。JIS規格で定められている9種類の色彩や形状に関する説明を記載した。指導方法は訓練室内に掲示し各標識について説明を行うことになるが、その指導の要点等については本研究の調査結果（第7章）を参考にした。

⑩指差呼称

作業の安全について意識づけるための方法として指差呼称を取り入れた。指差呼称の方法および実施場面については千代田火災海上保険株式会社他（1992）、中央労働災害防止協会（1996b）を参考とした。

第4章 危険予知訓練

危険予知訓練については第5章において実際に知的障害者に対して実施したことが述べられている。そこでは第2ステップまでしか行われていないが、「三角KYT」（中央労働災害防止協会, 1996c）の手法が利用できること、イラストの内容を分かりやすく記載すること、司会係が一般的なKYTよりもより誘導的な働きかけを行うことで第4ステップまでを行うことが可能と考えられたため、4ステップ方式でまとめた。一般的なKYTの手法と付録のイラストを使った実施例を掲載した。また、付録のイラストについては、そこに描かれている危険の可能性があまり多種類でなく分かり易いことを考慮した。